

○新見市木材生産向上支援事業補助金交付要綱

令和3年9月29日

告示第168号

令和5年3月31日告示第50号

(趣旨)

第1条 この告示は、高性能林業機械又は製材機械の導入を促進し、森林施業や木材加工の効率化及び生産性向上の推進を図るため、新見市豊かな森のぬくもり基金を活用し、予算の範囲内において新見市木材生産向上支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、新見市補助金等交付規則（平成17年新見市規則第63号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高性能林業機械 従来のチェーンソーや刈払機等の機械に比べて、作業の効率化、身体への負担の軽減等、性能が著しく高い林業機械
- (2) 製材機械 原木から製品にする工程で使用される機械
- (3) 中古機械 古物営業法（昭和24年法律第180号）第2条第1項に規定する古物であり、同法第3条第1項の許可を受け販売される高性能林業機械又は製材機械
- (4) 林業事業体 事業主自身若しくは直接雇用している現場作業職員により、造林、保育、素材生産等の林業生産活動を行っている個人事業者又は団体（岡山県木材業者、製材業者及び木材チップ業者登録条例（昭和32年岡山県条例第21号）第3条に定める木材業者を含む。）
- (5) 自伐林家 自己所有の山林面積が1ha以上であり、自ら伐採から搬出、出荷までを行っている者で、自身で森林経営計画を作成し市に認定された者若しくは他の者と共同で作成した森林経営計画が市に認定された者又は伐採届（森林法（昭和26年法律249号）第10条の8に規定する伐採及び伐採後の造林届出書等）を提出し計画的に施業を行っている者

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、市内に事業所を有する林業事業体又は市内に山林を所有し在住する自伐林家とし、新見市納税等に係る公平性の確保に関する条例（平成24年新見市条例第28号）第2条に規定する特別措置の対象とならない者とする。

(補助対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、別表に掲げる高性能林業機械又は製材機械の中古機械等の購入に必要な経費とする。ただし、当該機械の運送に係る経費は除く。

- 2 高性能林業機械又は製材機械の中古機械等を取り扱う販売店で購入したものを対象とする。
- 3 補助金の額は、購入しようとする高性能林業機械又は製材機械の中古機械等の購入に係る経費の合計額に3分の1を乗じて得た額とし、500万円を限度とする。ただし、同一の者への補助金の交付は、1年度につき1台限りとする。

4 補助対象となる同一の高性能林業機械又は製材機械の中古機械等については、他の補助金と重複してはならない。

5 補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、当該年度の2月末日までに、新見市木材生産向上支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 第3条で定める補助金対象者であることがわかる書類

(2) 見積書の写し（3箇月以内のもの）

(3) 2者以上の見積書又は価格の妥当性を証明する書類

(4) 導入する高性能林業機械又は製材機械がわかる書類

(5) アワーメーターが確認できる書類

(6) 納税等状況調査同意書

(7) その他市長が特に必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付の決定を行い、新見市木材生産向上支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(計画変更等の承認)

第7条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業等の内容・経費の配分・その他申請に係る事項の変更をしようとするとき、又は補助事業等を中止しようとするときは、新見市木材生産向上支援事業補助金変更・中止申請書（様式第3号）を提出し、市長の承認を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、新見市木材生産向上支援事業実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 支払いが確認できる書類

(2) 売買契約書の写し

(3) 導入した高性能林業機械又は製材機械の写真（製造番号が確認できるもの）

(4) その他市長が特に必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、新見市木材生産向上支援事業補助金額確定通知書（様式第5号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第10条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けたときは、新見市木材生産向上支援事業補助金請求書（様式第6号）を市長に提出するものとし、市長は、これに基づき速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第 1 1 条 市長は、補助事業者が補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件又は規則若しくはこの告示に違反し、当該交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金を返還させることができる。

(取得財産の管理及び処分)

第 1 2 条 補助事業者は、補助金により取得した財産（以下「取得財産」という。）について、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効果的な運用を図り、その管理状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産について、補助金の交付の目的に反して使用してはならない。
- 3 補助事業者は、取得財産について、補助事業完了の日の属する年度の終了後、5年間使用し、森林施業又は木材加工をしなければならない。
- 4 補助事業者は、前項で定める期間内において、新見市木材生産向上支援事業取得財産管理状況報告書（様式第7号）を毎年度5月末日までに、市長に提出しなければならない。
- 5 補助事業者は、第3項で定める期間内に、取得財産を譲渡し、転売し、交換し、貸し付けし、又は担保に供してはならない。
- 6 補助事業者は、前項の規定に違反した場合、市長に補助金の全部を返還しなければならない。
- 7 補助事業者は、第3項で定める期間内に、取得財産を廃棄するときは、速やかに新見市木材生産向上支援事業取得財産廃棄届出書（様式第8号）を市長に提出するものとし、残存年数に使用期間の5年間を除いた額に補助金交付額を乗じて得た額を返還しなければならない。

(帳簿等の保存年限)

第 1 3 条 補助事業者は、補助金の交付の対象となる経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、補助事業完了の日の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

(その他)

第 1 4 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 令和3年4月1日からこの告示施行日の前日までに購入した対象となる機械の申請をする場合は、第5条第2号の見積書を支払いが確認できる書類に変え、添付することとする。

附 則（令和5年3月31日告示第50号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

高性能林業機械		
	機械器具名	説明

1	フェラーバンチャ (伐倒機械) ※アタッチメントのみも可	立木をフェリングヘッド（立木伐倒集積装置）により伐倒し、集材が容易な場所へ引き出し、並べることを一連の作業として処理することができる自走式の機械
2	ハーベスタ（伐倒造材機） ※アタッチメントのみも可	伐倒から造材までの作業を一連の作業として処理することができる自走式の機械であって、伐倒工程のほかに枝払い、玉切り、集材、チップングを併せて処理することができる機械
3	プロセッサ（造材機） ※アタッチメントのみも可	林道、土場等において、全木材の枝払い及び玉切り作業を連続して処理することができる機械であって、玉切りした材の集積作業を一貫して処理することができる自走式の機械
4	スキッド (けん引式集材車両)	全木材及び全幹材をけん引して集材を行うことができる林業用トラクタであって、専任の荷掛手を必要としない自走式の機械
5	フォワーダ（積載集材車両）	短幹材を後部の荷台に積載し、林道端の土場又は集積場まで集材する機械であって、荷台への積載をグラップルローダ（材をつかむための装置をいう。以下同じ。）で行うことができる自走式の機械
6	タワーヤーダ (タワー付き集材機)	架線による集材を行うための鉄柱（タワー）及び集材するための装置を搭載した自走式の機械であって、主に急傾斜地で使用する集材専用の機械
7	スイングヤーダ ※アタッチメントのみも可	簡易索張り方式に対応し、作業中に旋回可能なブーム、タワー及び複胴ウインチを装備する集材専用の機械であって、油圧ショベル等を台車として使用する機械
8	ロングリーチハーベスタ（伐倒造材機） ※アタッチメントのみも可	立木の伐倒、枝払い、玉切りの各作業と玉切りした材の集積作業を一貫して行うことができ、伸縮式アーム機能を持った自走式の機械
9	フォーク収納型グラップル バケット ※アタッチメントのみも可	バケット式グラップルを装備した自走式の機械
10	フェリングヘッド付きフォーク収納型グラップルバケット ※アタッチメントのみも可	フェリングヘッド（立木伐倒集積装置）付きのバケット式グラップルを装備した自走式の機械
11	グラップル ※アタッチメントのみも可	油圧ショベルのバケットに代えてグラップルローダを装備した自走式の機械
12	ロングリーチグラップル ※アタッチメントのみも可	伸縮式アームにグラップルローダを装備した自走式の機械

1 3	グラップルソー (自走式玉切り機) ※アタッチメントのみも可	林道、土場等において、全幹材の玉切り作業を行うことができる自走式の機械
1 4	グラップルローダ付きトラック	クレーンの先端部にグラップルローダを装備したトラック
1 5	新開発の高性能林業機械	前各項に掲げるもののほか、フェラー式スキッド (フェラーバンチャとスキッドが複合した機械をいう。) 等の新開発の高性能林業機械
1 6	林内作業車	短幹材を荷台に積載し、林道の土場又は集積場まで集材する集材用の車両であって、グラップルローダを搭載していない集材車両
1 7	自走式搬器	架線上を自走することが可能な機械であって、搭載したウインチにより材を運搬することができる機械
1 8	チップパー	木質バイオマス燃料用のためのチップとして加工・製造する定置式又は移動式の機械
製材機械		
1	バンドソー (帯鋸盤)	1 枚の帯鋸を回転させ、丸太を切断する機械
2	ツインバンドソー	左右にある 2 枚の帯鋸を回転させ、丸太を一度に左右両サイドを同じ厚みに切断する機械
3	丸鋸盤	丸鋸を高速回転させて、木材を切断する機械
4	リングバーカ	丸太の樹皮を剥く機械
5	ギャングリッパー	製材された木材を小割にする機械
6	木材乾燥機	天然乾燥されていない木材を乾燥させる機械
7	グレーディングマシン	木材の強度 (ヤング係数) をタッピング法 (打撃による固有振動数の測定) により計測し、木材の強度性能を表示する機械等級区分機
8	モルダー	製材された木材のざらついた表面を平滑にする機械
9	フォークリフト	丸太及び製材された木材を運搬する機械

備考 機械器具名で、「※アタッチメントのみも可」とした高性能林業機械については、新規のアタッチメントも補助対象とする。